

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

====ここが魅力====

- ◆何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- ◆追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- ◆法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料でを行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社

本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



(605020) [1208]
債権管理 (605022) 2012.8 SE

「財政の健全化」の実現に取り組む 自治体をサポート!

自治体職員のための事例解説

債権管理・回収の手引き

本書の特色

債権管理・回収に関する

「基本知識」から「実務で生じる疑問」を明快に解説

□ 活きた事例に基づいた解説

債権管理・回収に先行して取り組んでいる芦屋市・船橋市の編集協力を得た、実務側視点の解説です。

□ 実務の道しるべとなる豊富な事例

実際に起こりうる事例を基にした[Q]を豊富に取り上げ、簡潔な回答のほかに理由と解説を加えた3段階形式の[A]で、より深い理解をサポートします。

□ 現場で生じる質問に対応

月1回発信されるメールマガジン(購読者からの質問に基づいたQ&A)で、最新事例が把握できます。



購読者専用メールマガジン

(購読者からの質問による最新事例Q&A) 付き

編集: 債権管理・回収研究会
A5判・加除式・全1巻
定価 本体15,000円+税



債権管理できていますか？

～豊富な事例から対応策がさがせます～

<債権の発生から収束に至るまでのあらゆる場面の悩みを解決>

主要目次

基本編

第1章 債権管理・回収の基本知識

- 1 債権とは
- 2 「債権管理・回収」と「自治体の債権管理・回収」の違い
- 3 債権管理の基本原則
- 4 自治体債権の管理に関する基本法規
- 5 債権と地方税の関係
- 6 消滅時効制度の概要

第2章 債権管理・回収の手続

- 1-Ⅰ 債権管理の制度設計（債権の発生）
- 1-Ⅱ 債権管理の制度設計（債権の台帳管理・納入管理）
- 1-Ⅲ 担保の設定
- 2 徴収手続
- 3-Ⅰ 通常訴訟以外の手続による債権回収
- 3-Ⅱ 通常訴訟の手続による債権回収
- 4 消滅時効
- 5 その他の手続

第3章 債権管理・回収の体制整備

- 1 債権管理条例の制定・改正
- 2 体制整備と運用

実務編

債権管理・回収Q&A

- 1 福祉分野
- 2 医療・衛生分野
- 3 教育分野
- 4 住宅・施設分野
- 5 都市計画分野（道路・土地分野）
- 6 水道・下水道分野
- 7 環境保全分野
- 8 経済分野（産業振興分野、貸付金分野）
- 9 交通・港湾分野
- 10 その他

分野別に
Q&Aを
多数収録

関連資料編

用語解説編

※上記の内容は一部変更となる場合がございます。
また、追録で随時補正される内容も含まれます。

4 消滅時効

1 はじめに

(1) 消滅時効とは
消滅時効とは、法律に規定されている一定期間ある権利を行使しないという法律要件によりその権利の消滅という法律効果が生ずる制度である。
その趣旨は、①長期間継続した事実状態を維持することが、法律関係の安定のために必要であること（永続した事実状態の尊重）、②権利の上に眠っている者は法の保護に値しないこと（法詭）、③あまりに古い過去の事実について立証することは困難であることに鑑み、その立証に代えて、一定事実の一定期間の継続の立証をもって、義務の不存在の主張をなすことを許す必要があること（立証困難の救済）にある（川島武宜編『注釈民法5』（有斐閣、1967年）12頁）。

(2) 民法と自治法との相違点

民法には時効について全般的規定があるが、自治法にも債権の消滅時効について規定がある。債権の消滅時効に関する民法と自治法との間には【図表2-4】に示す相違点がある。

基本事項について詳細に説明した

実務担当者にとって必備の内容！

851

851

〔実務編〕債権管理・回収Q&A

児童手当から保育園の保育料滞納分を控除して回収することができるか

Q 保育園の保育料滞納分について、児童手当から控除して回収することができるか。

A 【回答】 保育園の保育料滞納分については、児童手当の受給資格者の申出（同意）なく、児童手当から控除して回収（徴収）することができる。

【理由】 子ども手当について、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法26条で、保育園の保育料滞納分については、子ども手当の受給資格者の申出（同意）なく、子ども手当から控除して回収（徴収）することができると規定され、2012年4月1日施行の「児童手当法の一部を改正する法律」による改正後の児童手当法において、児童手当について引き継がれている（児童手当法22条の4）。

〔解説〕

1 児童手当から保育料滞納分を控除して回収することの可否

(1) 2012年4月1日施行の「児童手当法の一部を改正する法律」による改正後の児童手当法1条（目的）は「この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。」として、児童手当支給の目的を規定している。また、同法15条（受給権の保護）が「児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担

1114

簡潔明快な【回答】、根拠を明確にした【理由】、理解を深める【解説】

〔医療・衛生分野〕

診療費未払いの患者に対する診療拒否の可否

Q 診療費を支払っていない患者に対して診療を拒否することができるか。

A 【回答】 患者に支払っていない診療費があっても、それを理由にその患者の診療を拒否することはできない。

【理由】 診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と医師の応召義務が規定されており（医師法19条1項、医業報酬が不払いであっても、直ちにこれを理由として診療を拒むことはできないとされている（昭24・9・10医発第752号、医務局長通達）。そのため、診療費が未払いであることを理由に診療を拒否することはできない。

〔解説〕

1 医師の応召義務

立法にあたっては、医師の応召義務は医師の自覚の問題との意見もあったが、医師の職務の公共性よりその応召義務は特に強調されるべきであるとして、法律上の義務とされた（医師法19条1項）。この義務違反に対する処罰規定はないものの、当該義務違反がある場合、「医師としての品位を損するような行為のあったとき」に該当するとして医師免許の取消又は停止を命ずることもありうるものとされている（医師法7条2項3号、昭30・8・12医収第755号、医務課長回答）。

2 診療を正当に拒否できる場合

もっとも、正当事由があれば診療を拒むことができる。しかしな

衛医
生療

1105

305

購読者限定サポートで
最新事例をゲット！



メルマガ 債権管理・回収 最新事例Q&A

あなたの質問をお寄せください。

「最新事例のQ&A」として、執筆陣による回答を専用メルマガで毎月配信！！

個別の課題を
ピックアップ！

主な執筆者

（肩書は2012年7月時点のものです。）

編集

債権管理・回収研究会

碓井 光明	明治大学大学院法務研究科教授
幸田 雅治	中央大学大学院公共政策研究科教授
橋本 勇	弁護士
本多 教義	弁護士

執筆陣（五十音順）

<基本編（第1章）・用語解説編>

碓井 光明	明治大学大学院法務研究科教授
岡 裕二	総務省自治行政局行政課監査制度専門官併任課長補佐
川村 栄一	首都大学東京法科大学院教授
北島 周作	成蹊大学法学部准教授
幸田 雅治	中央大学大学院公共政策研究科教授
三林 宏	明治大学大学院法務研究科教授

<基本編（第2章・第3章）・実務編>

青田 悟朗	芦屋市総務部参事（行政経営担当部長）
海野 仁志	弁護士
鎌田 博徳	弁護士
桜井 淳雄	弁護士
永嶋 正裕	船橋市税務部債権管理課長
永塚 弘毅	弁護士
橋本 勇	弁護士
羽根 一成	弁護士
本多 教義	弁護士